

Photoruction サービス利用規約

本 Photoruction サービス利用規約(以下「本規約」といいます。)には、株式会社フォトアクション(以下「当社」といいます。)の提供する本サービス(第 2 条に定義)のご利用にあたり、本利用申込書(第 2 条に定義)記載の本利用者(以下「本利用者」といいます。)の皆様は本サービス(第 2 条に定義)の利用に関し遵守していただくかなければならない事項及び当社と本利用者の皆様との間の権利義務関係が定められております。本サービスをご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願い致します。

第一章 総則

第1条 適用

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社と本利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、本利用者と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用される。
2. 当社が当社ウェブサイト(第 2 条に定義)上で随時掲載する本サービスに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとする。

第2条 定義

本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとする。

- (1) 「協力会社ユーザー」とは、「Photoruction」において、組織管理者が当社所定の方法で「協力会社ユーザー」として指定したユーザーを意味する。
- (2) 「コンテンツ」とは、第 8 条第 1 項に定義された「コンテンツ」を意味する。
- (3) 「組織管理者」とは、本組織を管理する責任者として、ユーザーの権限を管理する者を意味する。
- (4) 「組織ユーザー」とは、本サービスにおいて、組織管理者が当社所定の方法で「組織管理者」、「全プロジェクトに参加」又は「プロジェクトの作成」、「削除制限」の権限を設定したユーザーを意味する。
- (5) 「代理店」とは、当社との販売店契約書又はそれに相応する契約関係をもって、本サービスの販売、利用料金の請求、収納等の業務を行う者を意味する。
- (6) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。)を意味する。
- (7) 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「<https://corporate.photoruction.com/>」である当社が運営するウェブサイト(理由の如何を問わず当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含む。)を意味する。
- (8) 「ノーログインユーザー」とは、「Photoruction Site」を利用する本利用者から招待されたユーザーのうち、利用登録を行わないユーザーを意味する。
- (9) 「プロジェクト管理者」とは、組織ユーザーが当社所定の方法で特定の本プロジェクトの管理者として指定したユーザーを意味する。

- (10) 「Photoruction Build」とは、当社が提供する「Photoruction Build」という名称の工事写真、図面等の整理及び管理をサポートするサービス(理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含む。)を意味する。
- (11) 「Photoruction Site」とは、当社が提供する「Photoruction Site」という名称の工事に係る施行計画書、労務安全書類その他の書類の作成、共有、一元管理サービス(理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含む。)を意味する。
- (12) 「本オプションサービス」とは、第 11 条第 1 項で定義された意味を有する。
- (13) 「本サービス」とは、「Photoruction Build」、「Photoruction Site」及び「本オプションサービス」の総称を意味する。
- (14) 「本サポート」とは、本利用申込書記載のサポートで、別途当社が定める内容のものを意味する。
- (15) 「本件データ」とは、本サービス上にアップロードされた工事写真、図面等のデータ又は本サービスを利用して作成された帳票等のデータを意味する。
- (16) 「本組織」とは、当社が所定の方法により立ち上げる組織を意味する。
- (17) 「本プロジェクト」とは、プロジェクト作成権限を持つ組織ユーザーが当社所定の方法により立ち上げるプロジェクトを意味する。
- (18) 「本利用申込書」とは、第 3 条第 1 項で定義される「本利用申込書」を意味する。
- (19) 「無料ユーザー」とは、「Photoruction Site」を利用する本利用者から招待されたユーザーのうち、当社が別途定める利用規約に同意した上で、利用登録を行ったユーザーを意味する。
- (20) 「ユーザー」とは、本規約に基づき、本サービスを利用する個人(協力会社ユーザー、組織ユーザー、無料ユーザー及びノーログインユーザーを含むものとする。)の総称を意味する。
- (21) 「利用期間」とは、本利用申込書記載の利用期間を意味する。但し、第 17 条但書に基づき、本契約が更新された場合には、更新後の本契約の有効期間と同一の期間とする。
- (22) 「利用料金」とは、本利用申込書記載の利用料金を意味する。

第3条 利用契約の締結

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める書式による利用申込書(以下「本利用申込書」という。)を当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用を申請することができる。
2. 利用の申請は必ず本サービスを利用する個人又は法人自身が行わなければならない。原則として代理人による利用申請は認められないものとする。また、利用希望者は、利用の申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければならない。
3. 当社は、当社の基準に従って、利用希望者の利用の可否を判断し、当社が利用を認める場合にはその旨を利用希望者に通知する。かかる通知により、利用希望者及び当社の間で、本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約(以下「利用契約」という。)が成立する。

第4条 料金及び支払方法

1. 本利用者は、当社又は代理店に対し、本サービスの利用並びに本サポートの対価として、本利用申込書記載の利用料金を支払うものとする。
2. 本利用者は、本利用申込書記載の上限ユーザー数に加えてユーザー数の追加を希望することができるものとし、追加を希望する場合には、追加を希望するユーザー数の内容を当社に対して通知(以下これを「追加通知」という。)、これに対して当社が承諾した場合には、追加通知が当社に到達した日とその月の20日より前であれば当該到達した日の属する月の初日を起算日として、追加通知が当社に到達した日とその月の20日以降であれば当該到達した日の属する月の翌月の初日を起算日として、別途当社が定める料金表に基づき算定される変更後のユーザー数に基づく利用料金が発生するものとする。
3. 本利用者は、本契約期間中の契約ユーザー数及び契約プロジェクト数の減少並びに利用料金の減額はできないものとする。
4. 本利用者は、本オプションサービスを利用した場合には、当該利用の対価として、当社が定める本オプションサービスに係る利用料金(以下「本オプションサービス利用料金」という。)を支払うものとする。
5. 本利用者は利用料金及び本オプションサービス利用料金を当社又は代理店との間で別途合意する期日及び方法で当社又は代理店に支払うものとする。振込手数料その他支払に必要な費用は本利用者の負担とする。
6. 本利用者が利用料金の支払を遅滞した場合、本利用者は年14.6%の割合による遅延損害金を当社又は代理店に支払うものとする。

第二章 Photoruction Build の利用

第5条 Photoruction Build の利用

1. 本利用申込書において、本利用者が Photoruction Build の利用の申し込みを行った場合、本利用者は、利用期間において、利用契約に従って、当社が定める方法に従い、Photoruction Build を利用することができるものとする。
2. 本利用者が利用できる Photoruction Build における組織ユーザーの数及び協力会社ユーザーの数の総和(但し、同一人による重複分は除く。)は、本利用申込書記載の上限ユーザー数を上限とする。
3. 本利用者は、自己の責任においてユーザーに本規約を遵守させるものとし、ユーザーに付与された ID 及びパスワードの管理その他のユーザーの行為の監督を行うものとする。ユーザーの行為は本利用者の行為とみなすものとする。
4. 本利用者は、当社が別途定める方法により、当社又は当社が提携する事業者から活用ツールを購入し、本サービス上において利用することができるものとする。
5. 当社は、本利用者に対し、当社が別途定める方法により Photoruction Build における本サポートを提供するものとする。

第6条 プロジェクト等の管理

1. 本利用者は、Photruction の利用にあたり、本組織における組織管理者を自己の責任において選任するものとする。本利用者は当社の定める方法により組織管理者を追加及び変更することができる。
2. プロジェクト作成の権限を付与された組織ユーザーは、当社所定の方法で本プロジェクトを立ち上げることができるものとし、本プロジェクトごとに当該本プロジェクトのプロジェクト管理者を指定するものとする。プロジェクト管理者は当社の定める方法により本プロジェクトのプロジェクト管理者を追加又は変更することができる。
3. プロジェクト管理者は、当社所定の方法で、本プロジェクトについて、本サービス上における削除又は竣工(竣工モード)を選択することができるものとする。
4. 組織管理者は、自らが管理する本プロジェクトにおける各種設定、ユーザー他の種類のユーザーへ変更する等、組織及びプロジェクト等の管理を自らの責任において行うことができる。

第三章 Photoruction Site の利用

第7条 Photoruction Site の利用

1. 本利用申込書において、本利用者が Photoruction Site の利用の申し込みを行った場合、本利用者は、利用期間において、利用契約に従って、当社の定める方法に従い、Photoruction Site を利用することができるものとする。
2. 本利用者は、利用契約の有効期間中、本利用申込書記載の上限ユーザー人数を上限として、本規約に従って、当社の定める方法に従い、Photoruction Site を利用することができるものとする。
3. 当社は、本利用者に対し、当社が別途定める方法により Photoruction Site における本サポートを提供するものとする。

第8条 コンテンツの作成及び管理

1. 本利用者は、本規約並びに当社の定める条件及び方法に従って、Photoruction Site 上でコンテンツの作成、アップロード及び管理をすることができる。なお、「コンテンツ」とは、本利用者が Photoruction Site を利用して作成、アップロードその他管理を行う工事に係る施行計画書、労務安全書類その他のコンテンツ(文章、画像、動画その他のデータを含むがこれらに限らない。)を意味する。
2. 本利用者は、当社に対し、コンテンツが第三者の知的財産権、営業秘密、名誉権、肖像権、パブリシティ権、その他法令上又は契約上の権利を侵害しないこと、並びに、本利用者が前項に基づきコンテンツの作成、アップロード及び管理を行うことについて、正当な権限を有していることを表明し、保証する。

第9条 第三者の招待

1. 本利用者は、当社所定の手続に従い、第三者を、Photoruction Site 上にアップロードされたコンテンツの閲覧又は共同編集のために、無料ユーザー又はノーログインユーザーとして招待することができるものとする。
2. 本利用者に招待された第三者のうち、無料ユーザー及びノーログインユーザーは、それぞれ当社が指定した範囲内でのみ、Photoruction Site を利用することができるものとする。

3. 本利用者は、自己の責任において無料ユーザー及びノーログインユーザーに本規約を遵守させるものとし、無料ユーザーに付与された ID 及びパスワードの管理その他の無料ユーザー及びノーログインユーザーの行為の監督を行うものとする。無料ユーザー及びノーログインユーザーの行為は本利用者の行為とみなすものとする。

第10条 規定の準用

第 6 条は本利用者による Photoruction Site の利用に関して準用されるものとする。この場合、第 6 条の「Photoruction Build」は「Photoruction Site」と読み替えるものとする。

第四章 オプションサービスの利用

第11条 オプションサービスの利用

1. 当社は、本利用者が利用可能なオプションサービス(以下「本オプションサービス」という。)を当社が定める方法により本利用者に提示する。本利用者は、本オプションサービスの利用を希望する場合には、当社が定める方法によりその利用を申請する。かかる申請があった場合、当社は、当該本オプションサービスに係る本オプションサービス利用料金及び対応に必要な期間(以下「本対応期間」という。)を提示する。本利用者が、当該本オプションサービス利用料金について当社が定める方法により承諾した場合には、当社は、本利用者に対して、当該本オプションサービスを提供する。なお、当社は、本利用者に対して、本オプションサービスの利用に関し、当社が別途定める事項への同意を求めることができ、本利用者が同意を行った場合には、当該事項は利用契約の一部をなすものとする。
2. 前項に従い本利用者が本オプションサービス利用料金について承諾を行った後に、本オプションサービスの内容その他の合意内容を変更する場合には、本利用者及び当社の間で、変更後の本オプションサービスの内容、本オプションサービス利用料金、本対応期間その他必要な事項について、改めて合意することを要するものとする。また、本利用者は、前項に従い本利用者が本オプションサービス利用料金について承諾を行った後は、当社との合意なく本オプションサービスの提供に係る合意を解除することはできないものとする。

第12条 本オプションサービスに係る成果物の納入等

1. 当社は、本オプションサービスの内容として成果物の納品を行うべき場合には、本対応期間内(但し、本利用者が第 11 条第 1 項に従い本オプションサービス利用料金について承諾した日の翌営業日から起算して計算する。)に、当社が定める方法により、当該成果物を納品する。但し、当社による本オプションサービスの提供のために必要な情報又は資料等を本利用者が当社の求めに応じて提供しない場合、その他本利用者の責めに帰すべき事由により当社による本オプションサービスの提供が遅延した場合には、当社は当該遅延に関し一切の責任を負わないものとする。
2. 当社が成果物を納入したときは、本利用者は速やかに当該成果物の受入検査を行い、当社の指定する方法により、その結果を当社に対して通知するものとする。
3. 本利用者は、前項の受入検査において成果物に種類、品質又は数量に関するオプションサービスの内容への不適合(以下「不適合」という。)を発見したときは、当社に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下「履行追完」という。)を求めることができるものとする。この場合、当社は合理的な期間内に、履行追完を行うものとする。
4. 前項に定める不適合が発見された成果物について、当社が履行追完を行った場合、本利用者は速やかに再検査を行い、その結果を当社に対して通知するものとする。

5. 再検査において成果物に不適合が発見された場合には、第3項及び第4項の定めが準用されるものとし、その後の検査についても同様とする。
6. 下記の場合には、成果物は検査に合格し、検収が完了したものとみなす。
 - (1) 本利用者が本条第1項又は第3項(第5項で準用される場合を含む。)に基づいて成果物の納入又は履行追完を行った後14営業日以内(以下「検査期間」という。)に、本利用者が検査の合否を受託者に通知しないとき。
 - (2) 本利用者が成果物について合理的な理由なく検査不合格の通知をなし、検査不合格の合理的な説明がなされないまま検査期間が満了したとき。
 - (3) 本利用者が成果物を検査目的以外に使用したとき。
7. 成果物の検収完了後14営業日以内に、成果物に受入検査において発見することが合理的に困難であったと認められる不適合が発見された場合、当社は自己の責任と費用により、速やかに当社が適切と認める方法による履行追完を行うものとする。但し、当該不適合が本利用者の責に帰すべきものである場合はこの限りではない。
8. 本条は、成果物の不適合に関する全ての責任を規定したものであり、当社は本条に定めるほか、成果物の不適合に関して一切の責任を負わないものとする。
9. 本オプションサービスの過程で生じ、かつ、成果物に含まれる知的財産権(著作権については著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、当該本オプションサービスに係る本オプションサービス利用料の支払いと同時に本利用者に移転するものとする。
10. 前項の定めにとらわず、当社が本オプションサービスの提供の着手以前から有している知的財産権並びに成果物と同種のシステムに共通に利用されるノウハウ、ルーチン及びモジュールに関する知的財産権は当社に留保されるものとする。かかる知的財産権が成果物に含まれている場合でも、本利用者は、成果物を通常の用法で利用することができるものとする。

第五章 一般条項

第13条 データの取扱い

1. 当社は、本利用者が本サービスの利用にあたり、当社に対して、アップロードその他の方法で送信したデータ(個人情報、企業の情報、工事現場の情報、工事の情報を含む。)、コンテンツその他本利用者が本サービスに関連して当社に送信したデータ(本サービスの機能を通じて送信したか否かを問わないものとする。)を、個人を識別できない形にした上で、利用(データの加工、分析、編集、統合、AIによる学習を含む。)ことができ、本利用者はこれに同意する。
2. 当社は、前項の利用の結果作成された分析結果やAIによる出力結果を、本利用者以外の当社のサービスの利用者に対するサービスの提供のために利用ことができ、本利用者はこれに同意する。

第14条 禁止行為

1. 本利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
 - (1) 当社、又は他の利用者、ユーザーその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー

の権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為(かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含む。)

- (2) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
 - (3) 法令又は当社若しくは本利用者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
 - (4) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - (5) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - (6) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、本サービスにおける本利用者による行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、利用契約を解除することができる。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき本利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

第15条 保証の否認及び免責

1. 本サービスは現状有姿で提供されるものであり、当社は本サービスについて、特定の目的への適合性、完全性、継続性等を含め、一切保証しないものとする。
2. 当社は、第6条第3項(第10条で準用される場合を含む。)に定める本プロジェクトの削除が選択された場合には、それ以降本プロジェクトに関する本件データ又はコンテンツについて保管する義務を負わないものとし、本件データ又はコンテンツの管理及びバックアップの責任は本利用者が負うものとする。
3. 当社は、ユーザーによる操作ミス、電子機器等の紛失、当社が別途指定する動作保証環境外での本サービスの利用、本件データ又はコンテンツの使用若しくは削除、工事写真や図面等のデータ又はコンテンツの本サービス上へのアップロード等、又は、本サービスのアプリケーションの不具合、本サービスに利用される電子機器等への不正アクセス等により、本件データ又はコンテンツの紛失又は流失、その他本サービスに関連して本利用者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとする。但し、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではない。
4. Photrution Site において作成されるコンテンツは、本利用者が入力した情報その他のデータに基づいて作成されるものであり、それ故、当社は、本利用者が作成したコンテンツの正確性、真実性、最新性、信頼性、完全性、特定の目的への適合性その他一切の事項について如何なる保証も行わないものとする。
5. 当社は、ユーザーが何らかの原因により本サービスが利用できなくなったことによって生じた本件データ又はコンテンツを移行するための費用等について、如何なる補償も行わない。但し、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではない。
6. 本利用者が当社から直接又は間接に、本サービス、当社ウェブサイト、他のウェブサイト、本サービスの他の利用者、ユーザーその他の事項に関する何らかの情報を得た場合であっても、当社は本利用者に対し利用契約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行わないものではない。但し、当社に故意又は重過失による場合はこの限りではない。
7. 本利用者は、本サービスを利用することが、本利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、本利用者による本サービスの利用が、本利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保

証するものではない。

8. 本サービス又は当社ウェブサイトに関連して本利用者とユーザーその他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、本利用者の責任において処理及び解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負わない。但し、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではない。
9. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、本利用者若しくはユーザーの写真のデータ若しくは情報の削除又は消失、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して本利用者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わない。但し、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではない。
10. 当社は、本サービスに関連して本利用者が被った損害について、一切賠償の責任を負わない。何らかの理由により当社が本利用者に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去 3 ヶ月間に本利用者から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とする。但し、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではない。

第16条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、本利用者及び当社が、本規約又は本サービスに関連して、相手方より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味する。但し、(1)相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの、(2)相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外する。
2. 本利用者及び当社は、相手方から提供された秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報並びに本契約の内容を提供、開示又は漏洩してはならない。
3. 第 2 項の定めにと拘わらず、本利用者及び当社は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができる。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。
4. 本利用者及び当社は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第 2 項に準じて厳重に行うものとする。
5. 本利用者及び当社は、相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければならない。

第17条 有効期間

利用契約の有効期間は、利用期間とする。但し、有効期間満了 1 ヶ月前までに、いずれの当事者からも更新を拒絶する旨の通知がなされなかった場合には、利用契約は同一の条件で 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第18条 解除

1. 利用契約の当事者は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約を解除することができる。
 - (1) 利用契約に違反し、その是正を求める通知を受領後 15 日以内に当該違反を是正しない場合
 - (2) 支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき
 - (3) 振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
 - (4) 仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効力が 15 日以上継続した場合、又は差押え若しくは競売の申立てを受けたとき
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 解散したとき(合併による場合を除く。)、清算開始となったとき、又は事業の全部(実質的に全部の場合を含む。)を第三者に譲渡したとき
 - (7) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
 - (8) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (9) 天災等の不可抗力により本サービスの提供が不可能となったとき
 - (10) 取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合において、その解消を求める通知を受領後相当期間内にこれが解消されないとき
2. 利用契約の解除は将来に向かって効力を有するものとし、解除がなされた場合でも、当社は理由の如何を問わず解除の時点において受領済みの利用料金を返還する義務を負わないものとする。
3. 本利用者は、利用契約が解除された場合、解除時点から利用期間満了時までの利用料金を直ちに当社又は代理店に対して支払うものとする。
4. 本利用者に第 1 項に掲げる事由の一つが発生した場合、本利用者の当社に対する債務は当然に期限の利益を失い、本利用者は全ての債務を当社に弁済しなければならない。
5. 本利用者は本条に定める場合のほか、利用契約を解除することはできないものとする。

第19条 反社会的勢力との取引排除

1. 当社及び本利用者は、相手方に対し、次に定める事項を表明し、保証する。

- (1) 自己及び自己の役員・株主(以下「関係者」という。)が、反社会的勢力でないこと
 - (2) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
 - (4) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
 - (5) 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
2. 当社及び本利用者は、相手方が前項に違反した場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

第20条 契約内容の変更等

1. 当社は、本サービスの内容を自由に変更できるものとする。
2. 当社は、本規約(当社ウェブサイトに掲載する本サービスに関するルール、諸規定等を含む。以下本項において同じ。)を変更できるものとする。当社は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに当社所定の方法で告知するものとする。告知された効力発生時期以降に本利用者が本サービスを利用した場合には、本利用者は、本規約の変更に同意したものとみなす。

第21条 連絡/通知

利用契約に関する当社に対する連絡又は通知、及び利用契約の変更に関する通知その他当社から本利用者に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとする。

第22条 譲渡禁止等

1. 本利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をしてはならない。
2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、利用契約に基づく権利及び義務並びに本利用者の情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、本利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとする。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとする。

第23条 完全合意

利用契約は、利用契約に含まれる事項に関する利用契約の当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、当事者間の利用契約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

第24条 分離可能性

利用契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、利用契

約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本契約の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第25条 存続規定

第4条(但し、未払金のある場合に限る。)、第5条第3項、第8条第2項、第9条第3項、第12条第7項から第10項まで、第13条、第14条第2項、第15条、第16条、第18条第2項、第3項及び第4項、第19条第2項、並びに第22条から第26条までの規定は本契約の終了後も有効に存続する。

第26条 準拠法及び管轄裁判所

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第27条 協議解決

当社及び本利用者は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとする。

2022年4月1日施行

2023年3月1日改定

2024年10月7日改定